

ジェネリックに変えて

医療費の負担軽減を

桜川市では、医療費の負担軽減が期待できるジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を推進しています。ジェネリック医薬品で、薬代の負担を見直してみませんか？

◆ジェネリック医薬品とは

新薬（先発医薬品）の特許期間が終了した後に発売される薬がジェネリック医薬品（後発医薬品）です。成分や効き目は新薬とほとんど同じですが、価格は新薬に比べ、2割から7割程度安くなります。

◆安さの秘密と安全性

ジェネリック医薬品は、新薬に比べて研究開発期間が短いため、その分価格を抑えることができます。また、新薬と同等の品質・効果が確認された上で販売が認可されていますので、安全性の面でも新薬と変わりません。

◆種類も様々

様々な病気や症状に対応しているだけでなく、カプセルや錠剤、点眼薬など、種類や形状も豊富です。また、同じ種類の新薬に比べ、飲みやす

い形や大きさに変更されたものなど、ジェネリック医薬品ならではのメリットもあります。

◆ジェネリック医薬品を処方してもらうには

医師や薬剤師に、ジェネリック医薬品を希望する旨をお伝えください。



桜川市の国民健康保険担当窓口では、「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しております。このカードを医療機関や調剤薬局の窓口に表示することで、ジェネリック医薬品に変えてほしいことを簡単に伝えることができますので、ぜひご利用ください。

■問合せ先／国保年金課（☎0296-7513125直通、☎58151111・75131111代表）

農業委員会委員選挙人名簿

登載申請書の提出を忘れずに！

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で、桜川市に住所がある資格要件を備えている方からの申請に基づき、選挙資格を審査したうえで作成されます。この選挙人名簿に登載されていないと、投票もリコールの請求も出来ませんので、忘れずに申請してください。

選挙人名簿登載の資格要件

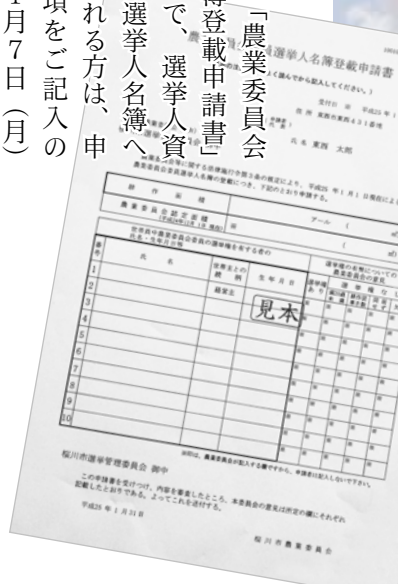
名簿に登載できる方は、平成25年1月1日現在、桜川市内に住所を有し、20歳以上（平成5年4月1日以前に出生）で、次のいずれかの要件を満たす方です。

- ① 10アール以上の農地を耕作している経営主の方
- ② ①の経営主の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日耕作に従事している方
- ③ 10アール以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間おおむね60日耕作に従事している方

■申請手続

12月中旬に、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を配布しますので、選挙人資格を有する方で選挙人名簿への登載を希望される方は、申請書に必要事項をご記入の上、平成25年1月7日（月）までに、農業委員会事務局（真壁庁舎）、総合窓口課（岩瀬・大和庁舎）のいずれかに提出（郵送可）してください。なお、区長・生産組合長などを通じて提出される地区は、それぞれの地区でご協議の上、提出してください。

■問合せ・申請書郵送先／桜川市農業委員会事務局（〒300-4495 桜川市真壁町飯塚911 ☎58151111・75131111、内線3181）



■お詫びと訂正

11月1日発行の「広報さくらがわ」の4頁〜5頁にかけてご紹介しました「新たな農業委員27人が決まりました」の掲載記事の中で、農業委員のお名前に誤りがございました。心よりお詫びして訂正いたします。（敬称略）

正誤
上野 誠一 72歳
上野 征一 72歳